

【勤務地:東京都千代田区】

期間業務職員の採用について（障害者雇用）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付では、障害者を対象とした期間業務職員を次のとおり募集いたします。

1. 採用予定官職

期間業務職員（非正規雇用）

2. 職務内容

一般事務の補助

（パソコン入力、コピー、ファイリング、郵便物や宅配物の配布、資料の整理、シュレッダー作業等）

※ 具体的な職務内容は、ご本人の経験や事情に応じて決定いたします。

3. 募集人数

若干名

4. 雇用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 採用日は令和6年4月1日を予定していますが、ご相談の上、決定いたします。

※ 採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。

※ 勤務成績等を踏まえ、雇用期間満了後に更新（再採用）されることもあります。

5. 募集対象

(1) 次のいずれかの手帳等の交付を受けている方

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

※ 上記の手帳等は選考申込日、2次選考当日及び採用時において有効であることが必要です。

※ 2次選考当日に手帳等を確認します。また、採用までの間に手帳等の提示を求められることがあります。

(2) パソコン(ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト(Word、Excel等))が扱える方

なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

6. 給与

(1) 日給月額制：月初から月末までの勤務日数の実績分を翌月に支給
9,260円～11,090円/日
(勤務時間、職務経歴等による。月平均労働日数：21日)

(2) 支払日

原則毎月16日

(3) 諸手当

- ・ 通勤手当：実費、1か月当たり上限55,000円、定期券については原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可
- ・ 住居手当：毎月の家賃額に応じて月額28,000円以内
- ・ 超過勤務手当
- ・ 退職手当：一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当が支給されます。

(4) 賞与

一定の条件を満たした場合、6月及び12月に支給されます。

※ 給与については、法令改正等により変更される場合があります。

7. 加入保険

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))、厚生年金保険に加入

- ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
- ※ 再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

8. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

9. 勤務時間等

(1) 原則として8：30～17：15

※ 業務の都合等により変更の可能性があります。

※ 勤務時間については、1日6時間から7時間45分までの間でご相談の上、決定します。

（昼休憩時間12：00～13：00の60分（分割・延長可））

(2) 勤務日

週5日（土日、祝祭日、年末年始は休み）

(3) 休暇

年次休暇10日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可）

※ その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

10. 勤務地

千代田区永田町

11. 応募要領

下記①及び②の書類を、「12. 書類提出先」まで郵送又はEmailにてご提出ください。

① 履歴書（カラー顔写真貼付。様式自由。）

※ 必要事項及び志望動機を記載したもの

② 配慮事情調査票（指定様式あり。配慮を必要とされない場合も提出してください。）

※ 業務遂行上の配慮事項の確認のため、障害の状況（種別や程度）や配慮事項を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

※ 応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

（責任を持って破棄いたします。）

12. 書類提出先

① 郵送で応募する場合

封書に「期間業務職員応募書類（障害者雇用）」と明記し、以下の宛先まで郵送してください。

【宛先】

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 人事担当

② Emailで応募する場合

メールの件名に「期間業務職員応募書類（障害者雇用）」と明記し、応募書類をメールに添付し、jitai-sokatsu.jinji.a8k@cas.go.jpまで送付してください。

※ 上記のメールアドレスは応募専用となっております。個別のお問い合わせは「16. お問い合わせ先」までお願いいたします。

13. 募集期限

令和6年1月26日（金）必着

※ 応募書類の提出に応じ、随時面接を行いますので、募集期限前であっても受付を終了する場合があります。

14. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接（就労支援機関様の同席可）

※ 1次選考（書類審査）の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方にのみ、2次選考の日時・場所等を連絡いたします。

15. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくことになります。

16. お問い合わせ先

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 人事担当

電話（03）5253－2111(代) 内線82603